

(仮称) 堺市立第2学校給食センター整備運営事業 入札説明書等に関する個別対話確認結果

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	質問事項	市の回答
1	入札説明書	5	2.6					令和4年4月21日の入札説明書等に関する説明会で、「令和5年4月まで施設を使用する。」とご説明がありましたが、施設整備期間が令和5年1月のため、解体工事の開始が令和5年1月と考えてよろしいでしょうか。	解体工事の着手時期は、解体設計後に市の確認を得たうえで令和5年4月以降としてください。ただし、解体工事に必要な設計や調査など、現在行われている給食物資の配送等に支障がない作業は可能です。なお、当地域は宅地造成工事規制区域に該当するため、宅地造成に着手する前に、宅地造成等規制法第11条に基づく協議が必要です。
2	入札説明書	6	3.2					令和4年9月に事業者決定、同12月に事業契約締結の予定ですが、令和4年9月から開発協議及び設計協議を開始してもよろしいでしょうか。	基本協定書第9条に、「落札者は、事業予定者の設立の前後を問わず、また、事業契約締結前であっても、自己の費用と責任において、本事業に関してスケジュールを遵守するために必要な準備行為を行うことができ、市は、必要かつ可能な範囲で当該準備行為に協力するものとする。」と定めています。
3	入札説明書	6	3.2					ヒアリングの実施に関し、プレゼンテーション方式ではなく、ヒアリングのみの審査との理解でよろしいでしょうか。	ヒアリングの実施に当たっては、入札参加者のプレゼンテーションと検討委員会からの質疑を想定しています。
4	入札説明書	8	3.3	3.3.2	(1)			入札参加資格申請について、他事業では「納税証明書」を要求されるケースがあるが、本事業では不要なのか。	市の入札参加資格を有しているものは、国税及び市税の滞納がないものと捉えています。

(仮称) 堺市立第2学校給食センター整備運営事業 入札説明書等に関する個別対話確認結果

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	質問事項	市の回答
5	入札説明書	9	3.3	3.3.2	(2)			「(2)個別の参加資格要件」として示されている (ア) から (オ) の業務にあたる者以外の企業の、構成企業または協力企業としての参加資格要件について確認させていただきます。	構成企業又は協力企業として入札参加グループに参画する場合は、共通の参加資格要件は満たしていただく必要があります。
6	入札説明書	9	3.3	3.3.2	(2)	(ア)・ (イ)		設計業務及び監理業務の参加資格要件について、企業の要件は記載がありますが、配置予定技術者の条件はないと考えてよろしいでしょうか。	配置予定技術者に関し、特別な参加資格要件は設けておりません。本事業を実施する上で適切な者を配置してください。
7	入札説明書	9	3.3	3.3.2	(2)	(ア)		入札参加資格について、設計企業の実績は、他の自治体のPFI事業によるSPCからの元請けの実績でも問題ないと考えて良いか。	ご理解のとおりです。なお、他の個別の参加資格要件についても同様の考えです。
8	入札説明書	9	3.3	3.3.2	(2)	(エ)	(a)	市の入札参加資格を有する者であることとありますが、会社の商号変更を行うことで貴市の入札参加資格名簿に記載されている企業名称と実際に入札参加申請をした企業名称に齟齬が生じた場合、入札参加申請時に商号変更を証明する記載がされた登記簿謄本（現在事項全部証明書等）を添付すればよろしいでしょうか。	基本的には、市の入札参加資格（業者登録）に関する登録内容の変更手続きを行ってください。ただし、本事業の入札参加表明書等の受付期限日までに手続きが間に合わない場合は、「営業承継書（指定様式）」・「営業譲渡契約書」・「株主総会議事録又は取締役会議事録」・「登記簿謄本（履歴事項全部証明書）」を添付していただくことで、入札参加資格を確認します。
9	要求水準書	5	1.4	1.4.6	(2)			「堺市緑の保全と創出に関する条例」では緑化率15%以上となりますが、「(仮称) 堺市立学校給食センターPFI 導入可能性調査業務報告書(令和3年3月)」P7②外構計画では、「敷地面積の20%以上を緑地とする」と記載されています。必要な緑化率に関してご教示願います。	緑化面積基準は、堺市緑の保全と創出に関する条例の別表中、「建築物の用途：工業運輸供給施設」に定める式を用いてご算出ください。

(仮称) 堺市立第2学校給食センター整備運営事業 入札説明書等に関する個別対話確認結果

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	質問事項	市の回答
10	要求水準書	5	1.4	1.4.6	(2)			堺市火災予防条例で1階が2,000平米を超えるとスプリンクラー設備が必要との記載があります。給食センターの調理場にはスプリンクラーはなじまないが、本事業を進めるうえで消防局と緩和措置など協議していればお聞きしたい。	消防局と緩和措置について特に協議していません。必要な消防設備については、関係法令等を遵守していただいた上で、適切な設備を提案してください。
11	要求水準書	10	2.1	2.1.2	(1)			実施体制について確認ですが、施設整備業務統括責任者は常駐しなくてもよいとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
12	要求水準書	10	2.1	2.1.2	(1)			実施体制について、各業務責任者のうち建設業務期間中に常駐が必要な責任者をご教授ください。また、解体工事業務責任者と建設業務責任者は兼務することは可能でしょうか。	常駐の必要はありませんが、何かあった場合など市と速やかに連絡が取れる体制としてください。また、解体工事業務責任者と建設業務責任者は兼務することは可能とします。
13	要求水準書	10	2.1	2.1.2	(1)			工事監理業務責任者には、保有資格等条件はないと考えてよろしいでしょうか。	要求水準書に従って、本事業を実施する上で適切な者を配置してください。
14	要求水準書	10	2.1	2.1.2	(2)			施設整備業務統括責任者は、解体工事業務責任者・建設業務責任者の2つ(合計3つ)を兼務してもよろしいでしょうか。	可能とします。

(仮称) 堺市立第2学校給食センター整備運営事業 入札説明書等に関する個別対話確認結果

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	質問事項	市の回答
15	要求水準書	11	2.2	2.2.1				不要と判断した事前調査については行わなくて良いでしょうか。	事業者の提案に委ねます。ただし、それに伴う設計・施工の変更・増額・遅延等が発生した場合は事業者の責となります。なお、解体工事業務においては、要求水準書に「大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行に基づき、市が提示するアスベスト調査報告書の他に必要な調査については、本事業に含み実施すること。」を求めています。
16	要求水準書	11	2.2	2.2.1	(2)			建設発生土の場外処分について、処分先、処分方法などの基本的な考えをご教示ください。	処分先、処分方法については事業者の提案に委ねます。ただし、運搬経路については、事業契約締結後に、市と協議をお願いします。
17	要求水準書	11	2.2	2.2.2				施設整備に伴う各種申請手数料は含まれているのでしょうか。 (解体工事、廃棄物処理業務については手数料含記載がある)	各種申請手数料も含めて予定価格内で入札してください。
18	要求水準書	11	2.2	2.2.2				「開発工事行為等について」の質問事項に対し、「都計法第29条第1項第3号により、開発許可手続きは不要となる予定」との回答をされていますが、「堺市開発行為等の手続きに関する条例」の手続きに関して、方針等がありましたらご教示ください。	堺市開発行為等の手続きに関する条例第4条第1項に基づく「開発行為等に係る適用法令等要否判定依頼書」の提出は必要となりますが、本条例第7条による事前協議は不適用となる予定です。ただし、市は、要求水準書に記載のとおり、「本件施設の整備において「堺市開発行為等の手続きに関する条例」が適用されない場合でも、同条例の趣旨を踏まえて関係機関と真摯に協議を行い、同等以上の技術基準を満足すること。」を求めています。
19	要求水準書	11	2.2	2.2.2				「本件施設の整備において「堺市開発行為等の手続きに関する条例」が適用されない場合でも、同条例の趣旨を踏まえて関係機関と真摯に協議を行い、同等以上の技術基準を満足すること。」とありますが、提案書の作成に関連する各課との協議をさせていただいてよろしいでしょうか。	堺市宅地開発等に関する指導基準等に定める技術基準について、関係機関に確認していただくことは問題ありません。

(仮称) 堺市立第2学校給食センター整備運営事業 入札説明書等に関する個別対話確認結果

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	質問事項	市の回答
20	要求水準書	11	2.2	2.2.2				施設整備に関して、提案段階で事前協議は可能か。	事業提案書の提出前においても法令等の一般的な解釈であれば、関係機関に確認していただくことは問題ありません。
21	要求水準書	11	2.2	2.2.2				都市計画法第37条の承認をいただき、擁壁等の開発工事と建築工事の完了検査を同時期に行うことは可能でしょうか。	本事業は、都市計画法第29条第1項第3号により、開発許可手続きは不要となる予定です。
22	要求水準書	11	2.2	2.2.2				「堺市宅地開発等に関する指導基準」の広場を、自主的広場等と解釈し、緑化面積として広場面積100%計上してよろしいでしょうか。	本事業は、都市計画法第29条第1項第3号により、開発許可手続きは不要となる予定です。その場合、広場等の設置は不要となります。
23	要求水準書	11	2.2	2.2.2				施設整備スケジュール検討の為、入札前に宅地造成と開発協議についての打ち合わせを、貴市担当部課とさせて頂けないでしょうか。打ち合わせが可能な場合、入札時に提出する施設整備スケジュール表の精度の向上が見込まれます。	関係機関に確認していただくことは問題ありません。
24	要求水準書	11	2.2	2.2.2	(3)			建築確認申請は、建築基準法第6条の扱いでしょうか。その場合は、指定確認検査機関における審査としてもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

(仮称) 堺市立第2学校給食センター整備運営事業 入札説明書等に関する個別対話確認結果

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	質問事項	市の回答
25	要求水準書	11	2.2	2.2.2	(3)			本案件はPFI事業BTO方式につき、確認申請の建築主は特別目的会社になりますか。	ご理解のとおりです。
26	要求水準書	12	2.2	2.2.5	(2)	(イ)		既存建物、工作物解体前の許認可について、協議期間の想定をご教示ください。	本事業は、都市計画法第29条第1項第3号により、開発許可手続きは不要となる予定です。
27	要求水準書	12	2.2	2.2.5	(1)	(ア)		解体工事業務において、既存スロープ、擁壁も解体工事対象と認識しておりますが、擁壁等について新設整備は必須でしょうか、事業者の提案によるものでしょうかご教示ください。	提案される造成計画により、必要な手続きが発生する場合があります。宅地造成等規制法をはじめとした関係法令を遵守していただいたうえで適切な方法をご提案ください。なお、擁壁等の基準は、「宅地造成等規制法のしおり（宅地造成工事技術資料）」等をご確認ください。
28	要求水準書	12	2.2	2.2.5	(1)	(ア)		宅地造成等規制法に合致すれば、工作物としての擁壁を設置する必要はないのか。	提案される造成計画により、必要な手続きが発生する場合があります。宅地造成等規制法をはじめとした関係法令を遵守していただいたうえで適切な方法をご提案ください。
29	要求水準書	12	2.2	2.2.5	(1)	(ア)		擁壁の整備については、堺市が公表している擁壁のしおりを遵守しなければならないのか。	ご理解のとおりです。

(仮称)堺市立第2学校給食センター整備運営事業 入札説明書等に関する個別対話確認結果

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	質問事項	市の回答
30	要求水準書	13	2.2	2.2.6	(1)	(コ)		隣接する建築物や通路の汚損や破損及び周辺地域での水枯れにおきまして、工事が原因として考えにくい事案の時は協議の対象と考えてよろしいでしょうか。ご教示ください。	ご理解のとおりです。
31	要求水準書	13	2.2	2.2.6	(3)	(イ)		現状、既存施設において、たくさんの鳥が集まる等により対策が必要などは聞いていますか。	現時点では特にそのような内容は聞いていません。
32	要求水準書	16	2.2	2.2.1 4	(1)	(イ)		現地説明会にて、工事の着手がR5.4からとの事でしたが、R5.1から既存施設等の事前調査・近隣挨拶等を実施してもよろしいでしょうか。	解体工事に必要な設計や調査など、現在行われている給食物資の配送等に支障がない作業は可能です。
33	要求水準書	17	3.2		(7)			配膳リハーサルにおいては、調理食品を配送しないこととなっておりますが、開業時に円滑に開始するためには、調理・配送・配膳（加えて食器洗浄）の一連の流れを行うことが重要と考えております。つきましては、調理リハーサル実施の際の配膳リハーサルにおいて、実際に食材が配缶された食缶を配膳室にて取扱う迄の作業を行ないたいと考えますが、お認め頂けますでしょうか。	事業契約締結後に協議します。
34	要求水準書	21	4.1	4.1.1 0	(3)			「事業終了年度若しくはその前年度に、本件施設の修繕をまとめて実施し、事業期間終了後1年以内に大規模な修繕が発生しないように努めること。」とありますが、あくまでも事業者提案による長期修繕計画を基準とし、状況に応じて実施するとの理解でよろしいでしょうか。	本趣旨は、必要な修繕を後ろ倒しにすることで事業期間終了後すぐに市が大規模な修繕を行う必要が生じないよう、適切に予防修繕を行っていただくことを求めたものです。このため、必ずしも事業終了年度若しくはその前年度に全部の修繕を実施することを求めているものではありません。

(仮称) 堺市立第2学校給食センター整備運営事業 入札説明書等に関する個別対話確認結果

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	質問事項	市の回答
35	要求水準書	22	4.2	4.2.2				除害施設の維持管理について、下水道の施工規則によるとPHは日常的な計測が定められています。計測機器をつければ、毎日計測はできるようになるが、メーカーに問合せ時にあまり付けたことがないと聞いた。法令遵守の観点からPHの計測機器の設置が必要だと思うが、市の考えを聞きたい。	下水道法施行規則第15条第1項に「水質の測定は、下水の水質の検定方法等に関する省令(昭和37年厚生省・建設省令第1号)に規定する検定の方法により行うこと。」と定められており、下水の水質の検定方法等に関する省令第8条第1項に水素イオン濃度 (pHのこと) が定められていますので、法令を遵守できる方法をご提案ください。
36	要求水準書	29	4.2	4.2.7	(3)	(ア)		交通誘導員を配置するかそれに代わる措置を講じること、とありますが、センサーやパトライト・カメラ・ミラー等を設置し、通行人への出庫周知・車両からの周辺安全確認が出来れば良いという理解でよろしいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。ただし、事故が生じないよう、適切な安全対策を講じてください。
37	要求水準書	29	4.2	4.2.8				長期修繕計画作成業務の対象業務として、長期修繕計画の作成とありますが、あくまでも修繕・更新の実施業務が主ではないでしょうか。	事業期間中においては、要求水準書の4.1.6.修繕・更新に記載のとおり、施設における修繕・更新を行ってください。この修繕・更新を行うに当たり、長期修繕計画を作成してください。
38	要求水準書	35	5.3	5.3.1	(1)	(イ)		学校給食センターの食材納品想定時間として、各食材の区分別に納品時間(想定)が記載されておりますが、全て11時半～14時(12時～12時45分は除く)との表記となっております。ついては、納品時間が集中しないようなスケジュールとなっているか、若しくは集中する場合には、調整して頂けるかの理解で宜しいでしょうか。	食材納入業者のトラックの配備などの問題等から、納品時間の調整は困難であります。納品時間が集中した場合については、トラックの待機等を行い対応します。

(仮称) 堺市立第2学校給食センター整備運営事業 入札説明書等に関する個別対話確認結果

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	質問事項	市の回答
39	要求水準書	37	5.3	5.3.1	(2)	(工)	(a)	冷凍ベーコン・ハム等の冷凍肉加工品について「(野菜下処理室で処理する)」とありますが、保管についても野菜下処理室に隣接した冷蔵庫で、野菜類と一緒に保管するとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
40	要求水準書	39	5.3	5.3.1	(2)	(コ)	(e)	実施方針及び要求水準書(案)に関する質問No.145において、「専用配送容器」の形状および使い方について、「アレルギー対応食を入れた専用容器を中学校ごとにひとつにまとめるための「専用配送容器」を準備し、それをコンテナに積み込むことを想定」と回答頂いておりますが、コンテナ自体を学校ごとに計画するため、コンテナが「専用配送容器」を兼ねるという方法でもよろしいでしょうか。学校ごとに複数人分を入れる容器というのは、大きくなりすぎる可能性があり、それをコンテナへ積載するというのは、あまり現実的な方法ではないように思われます。	アレルギー対応食については、対象生徒に確実に提供する必要があります。学校の配膳担当者が、漏れなく、対象生徒分のアレルギー対応食を受け取り、確認することができるように、給食センターにおいて学校毎にアレルギー対応食をとりまとめて容器に入れ、コンテナに積載することを想定しています。
41	要求水準書	41	5.3	5.3.1	(3)	(ア)		2献立ということだが、AとBのそれぞれの配送学校の内訳を教えてください。配送計画を作りやすいために。	配送校の献立別の内訳は決定していないので、配送計画については、事業者の提案に委ねます。なお、事業契約締結後に、その内容を踏まえて市と協議します。
42	要求水準書	41	5.3	5.3.1	(3)	(ア)		学校の配膳室までのルートについて、必要な部分についてはスロープを設置するなど対策されるとのことだが、事業契約締結後に配膳室までのルートを事前確認させていただけるのか。	ご理解のとおりです。配送経路も含め、市・学校・事業者の3者で確認協議いたします。

(仮称) 堺市立第2学校給食センター整備運営事業 入札説明書等に関する個別対話確認結果

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	質問事項	市の回答
43	要求水準書	42	5.3	5.3.1	(3)	(ア)	(d)	登校時等、学校が、トラックが校内を行き来して欲しくない時間帯などがありますか。	事業契約締結後に、市と協議して決定いたします。
44	要求水準書	42	5.3	5.3.1	(3)	(ア)	(e)	アレルギー除去食の受け渡しについて、ルールに従って行うと記載があるが、ルールというのは、堺市のマニュアルか、事業者の提案ということか。	事業契約締結後に市と協議していただきます。
45	要求水準書	45	5.3	5.3.1	(7)	(イ)	(c)	食缶の更新を想定するにあたり、各年度のクラス数をご教示いただけますでしょうか。	現時点では事業期間中のクラス数は不明です。要求水準書の1.4.8.(6)に計画食数と学級数、様式29-2に生徒及び職員数の推移を示しておりますので、そこから勘案してください。
46	要求水準書	47	5.3	5.3.1	(10)	(イ)	(a)	「事業者は、市が生徒や保護者等に対し施設見学を行う場合は、調理業務の内容などの説明に協力すること。」との記載がありますが、見学者の想定人数をご教示ください。特に共用部のバリアフリートイレ以外の一般トイレは、どの程度の規模を想定していますでしょうか。	多数の生徒、保護者及び市民を募集し、施設の見学会等を実施する予定はありませんが、市民が見学を希望した場合には受け入れを行う場合があります。ただし、一度に多数の見学者を受け入れないよう市で調整を行います。トイレ等の整備については、提案に委ねます。
47	要求水準書	47	5.3	5.3.1	(10)	(イ)	(b)	学校で行う食育への調理業務従事者の参加は、どのような頻度・時間帯を想定されていますでしょうか。	事業者の提案に委ねます。

(仮称) 堺市立第2学校給食センター整備運営事業 入札説明書等に関する個別対話確認結果

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	質問事項	市の回答
48	要求水準書	47	5.3	5.3.1	(10)	(イ)	(f)	食育等支援業務についてロ) ①当日の調理風景の動画(ライブ映像又は録画映像)や市が作成した献立内容・配膳方法等の写真等を当日の給食時間に各配送校のパソコンで閲覧できるようHPシステムを構築、日々の更新等、運営管理を行なう。」とあり、また、中段には②「調理作業中のライブ映像又は録画映像の配信を行なう。映像は1週間分掲載」とあります。つきましては、総合的には録画映像1週間分をHPから閲覧できるようにすることでよろしいでしょうか。	学校に配信するものは「録画映像」を想定していますが、「ライブ映像」についてもパブリッククラウド上に公開することで保護者等が確認できるようにすることを想定しています。なお、要求水準書5.3.1.(10)食育等支援業務(イ)(f)の一部について修正し、市が求める要求水準を明確にします。
49	要求水準書	47	5.3	5.3.1	(10)	(イ)	(f)	ライブ映像の配信は食育の一環だと思うが、毎日録画しておく必要があるのかなど、具体的なイメージがあれば教えてほしい。	現時点で具体的なイメージはありません。学校に配信するものは「録画映像」を想定していますが、「ライブ映像」についてもパブリッククラウド上に公開することで保護者等が確認できるようにすることを想定しています。なお、要求水準書5.3.1.(10)食育等支援業務(イ)(f)の一部について修正し、市が求める要求水準を明確にします。
50	要求水準書	47	5.3	5.3.1	(10)	(イ)	(f)	広報支援業務のICTの活用などについて、どの程度の容量のハードウェア、サーバーが必要なのでしょう。クラウドも要求されているが、容量によって費用が大きく変わってきます。また、ギガスクールにおいて生徒が使用する端末はどちらのメーカーのものを使っているのでしょうか。	構築していただくホームページシステムは、本事業用の独立したパブリッククラウドを作成していただき、各学校等からアクセスできるようにすることを想定しています。そのため、不特定多数の人がサーバーにアクセスする可能性はあります。なお、生徒が使用している端末については、運営開始時には機器更新している可能性もあるため、現時点で端末の詳細について明確な回答はできません。

(仮称) 堺市立第2学校給食センター整備運営事業 入札説明書等に関する個別対話確認結果

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	質問事項	市の回答
51	要求水準書	48	5.3	5.3.1	(10)	(イ)	(f)	調理作業中のライブ映像は、調理開始から終了時まで映像配信、録画するものと考えてよろしいでしょうか。	学校に配信するものは「録画映像」を想定していますが、「ライブ映像」についてもパブリッククラウド上に公開することで保護者等が確認できるようにすることを想定しています。なお、要求水準書5.3.1.(10) 食育等支援業務(イ)(f)の一部について修正し、市が求める要求水準を明確にします。
52	要求水準書	51	6.2	6.2.1	(1)	荷受室	(工)	(工) 個包装常温品の荷受室を設置とありますが、(ウ)に記載の3室のいずれかとの兼用とすることも可能と考えて宜しいでしょうか。	個包装常温品の荷受室については、野菜類荷受室、肉・魚・卵類荷受室、米荷受室とは別で設置してください。
53	要求水準書	51	6.2	6.2.1	(1)	皮むき室	(工)	「根菜用冷蔵庫を設置」とありますが、「堺市中学校給食衛生管理マニュアル(案)」P14には、根菜(じゃが芋など)の保存は「常温」と記載があります。衛生管理マニュアルの記載内容によらず、前日に入荷されたすべての食材を冷蔵、もしくは冷凍で保管しなければいけないのでしょうか。	前段については、給食に使用する食材は前日配送となるため、暑い時期等の納品後から使用までの時間を考慮して、根菜についても根菜用冷蔵庫を設置します。後段については、現時点では、前日に納品された食材については、原則、「堺市中学校給食衛生管理マニュアル(案)」に基づき保管する予定ですが、事業開始時に、使用する食材の規格等を勘案して保管基準等を精査します。
54	要求水準書	51	6.2	6.2.1	(1)	皮むき室	(工)	「根菜類等冷蔵庫」の設置とありますが、資料7 堺市中学校給食衛生管理マニュアル(案)のP14では根菜類は「常温保存」と記載があります。常温保存(冷暗所での保管)を基本として考えれば宜しいでしょうか。	給食に使用する食材は前日配送となるため、暑い時期等の納品後から使用までの時間を考慮して、根菜についても根菜用冷蔵庫を設置します。

(仮称) 堺市立第2学校給食センター整備運営事業 入札説明書等に関する個別対話確認結果

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	質問事項	市の回答
55	要求水準書	53	6.2	6.2.1	(3)	炊飯室	(イ)	炊飯のラインについて、8,000食のラインを4,000食2ラインという形の炊飯設備でも良いのでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
56	要求水準書	56	6.2	6.2.1	(6)	備蓄食品庫	(ア)	「給食で使用する備蓄物資（レトルト食品）を保管」とありますが、どのような場合に使用するのでしょうか。また、使用頻度や提供方法などの想定はありますか。（湯煎ができる場合は、温めて袋のまま保温食缶に入れて配送する、など）	備蓄物資はカレーとご飯が一体となっているレトルト食品を想定しています。8,000食分を備蓄できるようにしてください。また、備蓄物資は、給食センターの停電等により給食が提供できない場合等に提供することを想定しており、湯煎等を行う予定はありません。なお、備蓄して1年間が経過した場合は、献立に組み入れて提供することとし、新たな備蓄物資を保管することを想定しています。
57	要求水準書	58	6.2	6.2.2	(2)			諸室名に「機械室・電気室」がありますが、設備機器を屋外型とした場合、機械室・電気室は不要と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
58	要求水準書	59	6.3	6.3.1	(1)	(ア)	(c)	既設出入口の歩道切り下げについて、車両通行時の安全確保のため、切り下げ幅を広げることは可能でしょうか。（現況6mを何mまで可能か）	車両乗入れ口の切り下げ幅は、「堺市車両乗入れ工事承認基準」に基づき、道路管理者と協議のうえ決定します。工事着手にあたり道路管理者とご協議ください。

(仮称) 堺市立第2学校給食センター整備運営事業 入札説明書等に関する個別対話確認結果

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	質問事項	市の回答
59	要求水準書	64	6.3	6.3.1	(7)	(キ)	(a)	一時的な停電については具体的に何分程度でしょうか。停電では瞬時電圧降下による瞬き程度から数時間に及ぶケースもあります。例えば、数分程度であれば、要求水準書の例のとおり冷蔵冷凍庫程度で済みますし、数時間であれば調理中は、照明から調理機器、ガス機器関連の安全センサーに至るすべてをカバーする非常発電機容量となります。ご教示いただけますでしょうか。	冷凍冷蔵庫に保管している食材に支障をきたさない範囲とします。
60	要求水準書	64	6.3	6.3.1	(8)	(ア)	(d)	太陽光設備の公的補助金について活用は可能でしょうか。太陽光発電設備のコスト削減を考えた場合、公的補助金の活用は必要と考えます。補助金を使う場合、最低その設備を法定耐用年数の17年間使用が条件となります。P F I 事業期間である15年満了後、その設備を2年間、市として使用することは可能でしょうか。	入札説明書の4.2.2.(2)に記載のとおり、「事業者が本事業を実施するにあたり、交付金及び地方債以外の財政上または金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、市はこれら支援を事業者が受けることができるよう可能な範囲で必要な協力を行う」ものとします。
61	要求水準書	67	6.3	6.3.2	(10)			発電設備等の増設可能な設計についてどれぐらいの容量(kW)を想定しているのでしょうか。電気設備の保護リレー等あらかじめ対応できる設備を用意する必要があります。例えば屋根の設置可能なスペースを上限にするなど具体的にご教示いただけないでしょうか。	国の動向等を踏まえて、将来的に増設する可能性はありますが、現時点において想定しているものではありません。
62	要求水準書	67	6.3	6.3.2	(10)			太陽光発電設備を将来的に増設可能な計画とするよう検討を行うとありますが、貴市の負担にて設置を想定すれば宜しいでしょうか。また、想定の設定容量(kW)がありましたら、ご教示願えませんでしょうか。	設置負担については、ご理解のとおりです。国の動向等を踏まえて、将来的に増設する可能性はありますが、現時点において想定しているものではありません。

(仮称) 堺市立第2学校給食センター整備運営事業 入札説明書等に関する個別対話確認結果

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	質問事項	市の回答
63	要求水準書	68	6.3	6.3.3	(3)	(ア)		実施方針等の公表時の個別対話において、給湯以外で蒸気配管についてもステンレス管と回答されているが、蒸気配管の行きと帰りの両方ともをステンレス管とするべきか。	要求水準書の当該記載は、蒸気の還り管（還水管）についてステンレス管とすることを求めているものです。蒸気の行き管については、耐久性能及び維持管理コストを考慮したうえで、事業者の提案に委ねます。要求水準書の当該記載を修正します。
64	要求水準書	69	6.3	6.3.3	(5)	(ア)		グリストラップと除害設備の関係について、要求水準では、下水道管理者と協議をして必要に応じてつけるように記載があるが、十分な水質管理ができていればグリストラップをつける必要はあるのか。	基本的にグリストラップの設置は必要ですが、下水道管理者と設計に係る事前協議をした結果、グリストラップを介して除害施設に接続する必要がないと判断された場合は、この限りではありません。
65	要求水準書	69	6.3	6.3.3	(5)	(ア)		実施方針後の質問180番で、グリストラップの設置は事業者提案かと尋ねたのに対し「グリストラップは必要です。要求水準書を修正します。」との回答でした。今回の記述でも「必要に応じて」とありますと、事業者提案のように読めるのですが、いかがでしょうか（グリストラップの清掃に関する記述27ページのほうは、表現が変更されていることは確認しています）。	基本的にグリストラップの設置は必要ですが、下水道管理者と設計に係る事前協議をした結果、グリストラップを介して除害施設に接続する必要がないと判断された場合は、この限りではありません。
66	要求水準書	75	6.3	6.3.6	(1)	(ア)		実施方針後の質問で市職員用事務室で執務する人数は未定とありました。市職員用事務室の事務机と椅子が「適宜」とありますが、事務備品の見積りを出すために、執務する人数が分からないと机と椅子の数が分からず積算ができません。大まかな予定人数だけでも教えてください。	市職員用事務室で執務する市職員の人数は、第2学校給食センターでは、最大で7名を想定しています。

(仮称) 堺市立第2学校給食センター整備運営事業 入札説明書等に関する個別対話確認結果

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	質問事項	市の回答
67	要求水準書	77	6.3	6.3.8	(1)			【食缶の組合せ例】最大例で、5つの食缶全ての使用を想定されていますが、資料10では、5つの食缶全てを使用する献立はNo.1のみようです。しかも、カレーじゃこは量が少ない（ふりかけのようなものをイメージしています）ため、5点目の食缶は4リットル程度の小型の食缶でもよいのではないのでしょうか。コンテナ積載計画や、食缶の収納スペースに大きく影響するため、再検討をお願いいたします。	様々な献立の組合せや1人分の分量を考慮して食缶のサイズと数を決定しているため、原案のとおりとします。
68	要求水準書							食器の予備について、最大の8,000食の5%程度か、実食数である7,300程度の5%程度なのか。	入札説明書の3.4.5.(3)(ク)に記載の入札時算定用年間提供給食数の5%としてください。5%程度の「程度」は削除します。要求水準書の当該記載については修正します。
69	要求水準書 資料2							東側道路の突き当たりに民家があるが、一番突き当たったところにフェンスがあり、恐らく民家のものだと思う。内側にさらに一部フェンスが切り離されているものもある。隣接するととなるとフェンスの兼用はできないのか。	閲覧資料として貸し出している「測量調査報告書」の作業面積図で隣地との境界を確認していただいたうえで、敷地境界の工作物については、事業契約締結後に改めて協議させていただきます。
70	要求水準書 資料5							配膳員の勤務時間の予算に関連する質問です。朝8時30分から牛乳の納品があるとのことですが、8時30分の段階で配膳員が牛乳の納品を行うとの理解でよろしいのでしょうか。また、堺第一の方の同様の資料には8時からと書いてありますが、堺第二の牛乳納品は30分遅いということで間違いはないでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。後段について、牛乳の納入時間は、現在契約している牛乳業者の各学校への納入時間を参考としています。なお、学校直送品の学校への最も早い納品時間は、午前7時30分となる場合があります。各学校への納入時間については、事業契約締結後にお知らせします。

(仮称) 堺市立第2学校給食センター整備運営事業 入札説明書等に関する個別対話確認結果

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	質問事項	市の回答
71	要求水準書 資料6							アスベストについて、現状受領している資料が全てという事で、施設整備スケジュールを検討してもよろしいでしょうか。	市が調査した結果は、閲覧資料として貸与しているものが全てです。要求水準書に記載のとおり、市が提示するアスベスト調査報告書の他に必要な調査については、本事業に含み事業者にて実施してください。
72	要求水準書 資料6							既設擁壁はすべて解体となっております。ただ西側については敷地と歩道との高低差が最大1.5mあり、擁壁を撤去した際に歩道への影響が懸念されます。それで歩道への影響の有無を確認したいので既設擁壁若しくは歩道取り合いが分かる図面を開示していただけませんか。	市が保有している情報は、閲覧資料の既存施設図面が全てです。
73	要求水準書 資料8							コンテナの収納でお聞きしたいのですが、現在の一学校、最大何名のアレルギー対応をしておりますでしょうか。	現時点では把握しておりません。
74	要求水準書 資料10	No. 1						たまねぎ、じゃがいもは2cm角とのことですが、さいの目切り機で切ってもよろしいのでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
75	要求水準書 資料10	No. 4						和物の中で、人参、キャベツ、きゅうり、ホールコーンを茹でるとあるが、それらを1つの釜で湯でて、それを1度に真空冷却器に入れることは可能か。	事業者の提案に委ねます。また、要求水準書の添付資料10「献立（想定）」No.4コールスローサラダの使用食材の量を次のとおり変更します。キャベツ45g→35g、きゅうり15g→10g、にんじん6.5g→5g、ホールコーン缶10g→5gとします。

(仮称) 堺市立第2学校給食センター整備運営事業 入札説明書等に関する個別対話確認結果

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	質問事項	市の回答
76	要求水準書 資料10	No. 6						様式35-2-2 ②-2衛生管理 (2)【作業動線・作業工程】において、献立 (想定) No.6、No.7を調理する場合の作業工程表及び作業動線図を作成するにあたり、No.6の食材「冷鶏から揚げ」、「冷ボンレスハム」において、アレルギーを含んでいないかを確認させて頂きたい。	「冷鶏からあげ」は鶏肉以外、「冷ボンレスハム」は豚肉以外のアレルギーは含んでいないという想定で作業工程表、作業動線図を作成してください。
77	要求水準書 資料10	No. 6						想定献立内の食品に「冷ボンレスハム」「冷ベーコン」がありますが、これらはカット済食品との認識でよろしいでしょうか。また、肉・魚類でカットが必要な食材がある場合はご教示ください。	前段はご理解のとおりです。後段は、使用する冷凍の肉、魚類については、すべてカット済食品を使用します。
78	要求水準書 資料10	No. 10						想定献立にフルーツコンポートとありますが、小学校でのフルーツコンポートの工程についてお教え下さい。	要求水準書の添付資料10「献立 (想定)」にある調理方法と同じです。なお、小学校ではアガーは使用していませんが、中学校給食ではアガーを使用する予定です。
79	落札者決定基準	3	第3	2	(4)			「加点項目審査」について、絶対評価でしょうか？又は、相対評価となりますでしょうか、ご教授ください。 また、検討委員会 5 名様の平均点となりますでしょうか。	評価方法については、堺市PFI事業検討委員会に委ねています。
80	落札者決定基準	4	3	2	(4)	ア	(ア)	④地域活性化について「市内業者」とありますが、市内に本社・本店がある企業との認識で宜しいでしょうか。定義付けをしていただけると有難いです。	評価方法については、堺市PFI事業検討委員会に委ねています。

(仮称) 堺市立第2学校給食センター整備運営事業 入札説明書等に関する個別対話確認結果

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	質問事項	市の回答
81	落札者決定基準	5	3	2	(4)	ア	(イ)	解体工事のアスベストについて、落札者決定基準の施設整備に関する提案の施工基準において、飛散防止対策の具体的な提案が評価ポイントにあるが、提示されている資料が全てであればアスベストが無いという見解になります。調査してアスベストがなかった場合に、提案した内容を履行していないという判定になるのでしょうか。また、どういった採点をされるのでしょうか。	既存建物のアスベストの有無について、市の調査において採取した検体からはアスベストの検出は認められませんでした。市が閲覧資料として貸出ししている「石綿含有調査報告書」に記載のとおり、設計図書からアスベストが含有していると予測できるものはあります。それらの資料を勘案し、既存建物等の解体時のアスベスト飛散防止対策を提案してください。なお、その内容に関する具体的な評価方法に関しては、堺市PFI事業検討委員会に委ねています。
82	様式集	様式 31-2- 1						「◆担当する企業の類似事業」を聞いています。「類似事業」というのはPFI（DBO）手法による学校給食センター整備運営事業との解釈でよろしいでしょうか。また「表形式で完結かつ具体的」に書くよう求められていますが、「簡潔」と「具体的」は相容れないものだと思いますが、どの程度の記述を求めていますか。	本事業を実施するうえで、事業者として適当と考える実績を分かりやすく記述してください。
83	基本協定書（案）	6	8条	2項				事業予定者の解散後に債務が残っていた場合に、構成企業が当然に債務引受するとの規定は、基本協定であり見かけない規定であり、また、帰責性の有無にかかわらず、構成企業にとって過度な負担となりますので、削除をご検討いただければと存じます。	原案のままとします。

(仮称) 堺市立第2学校給食センター整備運営事業 入札説明書等に関する個別対話確認結果

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	質問事項	市の回答
84	基本協定書 (案)	7	11条	2項				<p>第7条第5項第2号から第5号の該当性に対する違約金が「契約金額となるべき金額の100分の20に相当する金額」と記載されておりますが、本案件は100億円を超える大型の案件であり、想定される違約金が約20億円程度と過大な金額となっているかと存じます。</p> <p>企業の事業への参入障壁にもなりますので、第7条第5項第1号又は第6号から第12号の該当性に対する違約金と同様にして頂けないでしょうか (サービス対価Aの100分の10に相当する金額)。</p>	原案のままとします。
85	基本協定書 (案)	7	11条	3項				<p>市は「落札者」に対し、違約金等を請求することができると記載がございますが、第11条第2項と同様に「帰責性を有する者」に対し請求するという認識で宜しいでしょうか。</p>	ご理解のとおりです。
86	事業契約書 (案)							<p>要求水準書の事前調査業務の項目だが、地質調査、測量業務、家屋調査、電波調査を事前調査と定義されています。また、解体については、アスベスト調査等が調査業務かと思われます。これらの調査業務については、調査業務報告書を提出するように求められています。一方で、事業契約書の22条では、諸々の周辺環境にあたる影響の調査、検討及び対策を実施することとあります。これも事前調査と読み取れますが、これらも全て事前調査報告書の提出が求められるのでしょうか。</p>	施設整備業務又は解体工事業務を実施するに当たり、事前調査業務として行う調査については、要求水準書の7.2.に記載の「事前調査報告書」を作成することを求めています。

(仮称) 堺市立第2学校給食センター整備運営事業 入札説明書等に関する個別対話確認結果

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	質問事項	市の回答
87	事業契約書 (案)	32	91条	1項				内閣府より公表されている「契約に関するガイドライン」において、「違約金の額の設定にあたっては、①選定事業の内容等により解除によって管理者等が被る損害額の見込み額が異なること、②額が過少な場合には選定事業者に対する事業継続への経済的動機付けが小さくなる一方、額が過大な場合には選定事業の資金調達費用が高まり、これが契約金額に転嫁される結果ともなり得ること等にも留意して、適正な額を設定する必要がある。」と記載がございます。①について、事業契約書 (案) 第91条第1項に基づく20億円程度の違約金が課されることとなり、事業者再選定に係る費用等の契約解除により貴市が被る損害額と比較し過大となると思料致します。②について、プロジェクトファイナンスによるSPCの資金調達に際しては、金融機関より履行保証保険の付保や違約金相当額のリザーブ資金等の対応を求められるケースが多いことから、違約金が高額となることで、資金調達が困難になることや、違約金対応のためのコストが高額となり事業費の圧迫につながる事が予想されます。従いまして、談合その他不正行為に係る違約金についても、事業契約書 (案) 第92条～第94条における違約金と同額としていただけますでしょうか。事業契約書 (案) P.42第121条第4項 (暴力団等排除に係る契約解除及び違約金) につきましても、上記と同様に、第92条～第94条における違約金と同額としていただけますでしょうか。	原案のままとします。
88	事業契約書 (案)	57	別紙 4-1	5	(1)	イ		「施設整備期間内で本契約の効力発生日から12ヶ月を経過した後に・・・」と提示されておりますが、【提案書提出時点の費用からの変動について】に変更していただくことは可能でしょうか。現在の物価上昇 (資材・労務費とも) は事業者側にとって大きなリスクとなります。ご配慮いただくと有難いです。	サービス対価Aの改定に係る基準について、「本事業の入札公告日が属する月から本契約の効力発生が属する月の先月までの確定している指数の平均値」を「入札日が属する月に確定している指数」とし、「本契約の効力発生日から12か月を経過した後に確定している指数の変動が3か月継続して1000分の15を超える場合に限るもの」から「3か月継続して」を削除します。なお、事業契約書の当該記載について修正します。
89	事業契約書 (案)	57	別紙 4-1	5	(1)	イ		サービス対価の改定について、「市または事業者は施設整備期間内で本契約の効力発生日から」と書いてあるが、「本契約の効力発生日」というのは、事業契約日という解釈でよろしいか。	ご理解のとおりです。

(仮称) 堺市立第2学校給食センター整備運営事業 入札説明書等に関する個別対話確認結果

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	質問事項	市の回答
90	事業契約書(案)	57	別紙 4-1	5	(1)	イ		改めて確認させていただきます。サービス対価の改定につきまして、「市又は事業者は、施設整備期間内で本契約の効力発生日から・・・」と表記されています。現在、燃料費高騰を伴う材料費の価格上昇トレンドの中にあると思われますが、最初の金額提示(入札時)から建設工事開始までの物価変動(特に物価上昇)に対するリスク対応の所在・方法について、現時点での市としてのお考えを教えてください。	サービス対価Aの改定に係る基準について、「本事業の入札公告日が属する月から本契約の効力発生日が属する月の先月までの確定している指数の平均値」を「入札日が属する月に確定している指数」とし、「本契約の効力発生日から12か月を経過した後に確定している指数の変動が3か月継続して1000分の15を超える場合に限るもの」から「3か月継続して」を削除します。なお、事業契約書の当該記載について修正します。
91	事業契約書(案)	57	別紙 4-1	5	(1)	イ		事業契約書について、「指数の変動が3ヶ月継続して1000分の15を超える場合に限る」という記載があるが、「3ヶ月継続して」という言葉が気になる。2ヶ月目に下がった場合にそこでリセットされるのでしょうか。	サービス対価Aの改定に係る基準について、「本事業の入札公告日が属する月から本契約の効力発生日が属する月の先月までの確定している指数の平均値」を「入札日が属する月に確定している指数」とし、「本契約の効力発生日から12か月を経過した後に確定している指数の変動が3か月継続して1000分の15を超える場合に限るもの」から「3か月継続して」を削除します。なお、事業契約書の当該記載について修正します。
92	事業契約書(案)	57	別紙 4-1	5	(1)	ウ		「本契約の効力発生日から12か月を経過した後に確定している指数の変動が3か月经過して1000分の15を超える場合に限るものとし、」と記載されておりますが、これでは物価改定の対象は事業契約書締結より、最短でも15か月を経過後の残工事出来高が対象になると思います。事業契約書締結より15か月後となりますと、工事もかなり進んでいると思いますので、「本契約の効力発生日から12か月を経過した後に」を「着工日が属する月以降」にしていただけないでしょうか。	サービス対価Aの改定に係る基準について、「本事業の入札公告日が属する月から本契約の効力発生日が属する月の先月までの確定している指数の平均値」を「入札日が属する月に確定している指数」とし、「本契約の効力発生日から12か月を経過した後に確定している指数の変動が3か月継続して1000分の15を超える場合に限るもの」から「3か月継続して」を削除します。なお、事業契約書の当該記載について修正します。

(仮称) 堺市立第2学校給食センター整備運営事業 入札説明書等に関する個別対話確認結果

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	質問事項	市の回答
93	事業契約書（案）	53	別紙 4-1					サービス対価Bのその他費用とサービス対価Cのその他費用にそれぞれ「特別目的会社の運営費、法人税当法人の利益に対して係る税金、特別目的会社の税引後利益」と同じ表記があります。開業準備期間中のSPC運営費も対価として支払われるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
94	事業契約書（案）	59	別紙 4-2					サービス対価の請求可能時期です。本事業は2025年1月に施設整備が終わるので、サービス対価Aの請求可能時期は同年2月、開業準備期間は同年2～3月なのでサービス対価Bの時期は同年4月ではないでしょうか。	ご指摘のとおりです。事業契約書（案）を修正します。
95	事業契約書（案）	59	別紙 4-2					サービス対価Cの期間が14年10か月とあります。実施方針によると維持管理運営期間は15年ちょうどではないでしょうか。	ご指摘のとおりです。事業契約書（案）を修正します。